

## 第 146 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	三浦 靖
	同	田村 まみ
同 行	国際会議課	近藤 智哉
会議要員	同	矢澤 皓子
同	同	藺牟田凌平

第 146 回 I P U 会議は、令和 5（2023）年 3 月 11 日（土）から 15 日（水）までの 5 日間、バーレーン・マナーマのエキシビジョン・ワールド・バーレーンにおいて、136 の国・地域、7 の準加盟員（国際議員会議）、28 のオブザーバー（国際機関等）から 1,205 名（うち、議員 683 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 4 名と共に、日本国会代表団（団長・伊藤信太郎衆議院議員、団長代行・亀岡偉民衆議院議員、副団長・三浦靖参議院議員）を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動を中心に今次会議の概要を報告する。

### 1. 開会式

開会式は 11 日（土）に開催され、ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ・バーレーン国王の代理としてハーリド・ビン・アブドゥラー・アール・ハリーファ・バーレーン副首相が開会演説を行った後、今次 I P U 会議の開会を宣言した。次いで、アフマド・ビン・サルマン・アル・ムサッラム・バーレーン下院議長、ハヤ・ラシード・アル・ハリーファ第 61 回国連総会議長が挨拶を行い、アントニオ・グテーレス国連事務総長からのビデオメッセージが放映され、マーティン・チュンゴング I P U 事務総長、ドゥアルテ・パシェコ I P U 議長（ポルトガル国会議員）が挨拶を行った。

### 2. 本会議

本会議は 12 日（日）から 15 日（水）までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

#### （1）第 146 回 I P U 会議の議長の選挙

12 日（日）、ムサッラム・バーレーン下院議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

#### （2）緊急追加議題

会議においては、①アルゼンチンから、「特にヘイトスピーチ、フェイクニュース及び暴力事件の拡大に照らした、政治における女性に対する暴力と闘う緊急の

必要性」について、②カタールから、「宗教蔑視及び憎悪の蔓延の犯罪化並びに共存、寛容、平和及び国際安全保障の推進」について、③アルゼンチン、チリ、ドイツ、オランダ及びウクライナ（ラテンアメリカ・カリブ地域グループ及び12プラスグループ支持）から、「アフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、イエメン及びその他の国の国民に影響を及ぼす深刻な人道的危機並びに特に女性及び子供の脆弱性に対する意識醸成及び行動の要請」について、④インドネシアから、「イスラモフォビア（イスラム恐怖症）の撲滅、不寛容との闘い、人種差別の撤廃並びに人々及び宗教間の平和的共存の推進」について、⑤アフリカ地域グループから、「気候変動の影響に伴う損失と損害への対処に向けた自然災害に脆弱な国のための世界的な基金の創設」について、⑥コンゴ民主共和国から、「コンゴ民主共和国の治安情勢：コンゴ民主共和国の主権及び領土保全維持のための侵略、占領及び大規模な人権侵害を止めるための緊急行動の要請」について、計6件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

12日（日）の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、インドネシアがカタールの提案に支持を表明し議題案の挿入要請を撤回したため、計5件の議題案に対して投票が行われた。

日本国会代表団は、①アルゼンチン提出及び③アルゼンチン、チリ、ドイツ、オランダ及びウクライナ提出（ラテンアメリカ・カリブ地域グループ及び12プラスグループ支持）の議題案にそれぞれ賛成20票を投じ、②カタール提出、⑤アフリカ地域グループ提出及び⑥コンゴ民主共和国提出の議題案については棄権した。

投票の結果、③アルゼンチン、チリ、ドイツ、オランダ及びウクライナ提出（ラテンアメリカ・カリブ地域グループ及び12プラスグループ支持）の議題案が、賛成817票、反対317票、棄権358票で、唯一緊急追加議題として認められるために必要な賛成票を得たことから、今次IPU会議の緊急追加議題として採用された。

13日（月）の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、ベラルーシ、カナダ、イラン、メキシコ、オランダ、韓国、ロシア、セネガル及びセーシェルの9か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

14日（火）の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「アフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、イエメン及びその他の国の国民に影響を及ぼす深刻な人道的危機並びに特に女性及び子供の脆弱性に対する意識醸成及び行動の要請」が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された（緊急追加議題の全文は別添1参照）。なお、イエメンは決議全体について留保を表明した。また、インドは決議への支持を棄権することを表明した。

### (3) 「平和的共存及び包摂的社會の促進：不寛容との闘い」に関する一般討議

一般討議は、12日（日）から14日（火）までの3日間にわたり行われ、伊藤衆議院議員、三浦議員及び青柳仁士衆議院議員を含む150名以上の各国代表等が演説した。

三浦議員は、14日（火）の同討議において、まず、多様性を尊重し、全ての人が能力を発揮できる包摂的な経済社会を創るため、特に女性、若者及び地方の力を引き出していく政策の実現に向け努力している旨述べた。次いで、市議会議員としての経験から、地域コミュニティの重要性を強調し、さらに総務大臣政務官としての活動により市民の声に耳を傾けそれを施策に反映することが重要であることに触れた。また、包摂的社會に向け、ICTの活用、「Society 5.0」の実現、孤独・孤立対策に取り組んでいる旨述べた。最後に、グローバル化の進展に伴い世界が密接に関わっているため、地球規模で平和を希求し、包摂的社會の形成に向け積極的に取り組む決意を表明した。

15日（水）の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「マナー宣言」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

### (4) 「サイバー犯罪：世界の安全保障に対する新たなリスク」に関する決議の採択

15日（水）の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、サイバー犯罪の規模、範囲、スピード、複雑性及び頻度並びにこれらの行為による国家安全保障、国際平和及び安全保障並びに世界経済の安定への影響を考慮し、自国の法律が、国際人権文書を含む国際法に従い、最新かつ適切なものであることを確実にし、そのために必要な資源を割り当てること、並びに民間企業、学界、市民社会及び技術コミュニティを含む全ての利害関係者を関与させること、また、犯罪行為がどこで行われたか、当該外国の管轄で犯罪を構成するかにかかわらず、犯罪行為の訴追を可能とする域外裁判権を当該法律に盛り込むことを要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

### (5) 「森林のカーボンネガティブ達成に向けた議会の取組」に関する決議の採択

15日（水）の本会議において、持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、森林減少及び森林の劣化は気候変動に深刻な影響をもたらし、生物多様性、食料安全保障及び農業に対する具体的な脅威となり、社会及び経済に深刻な損害を引き起こすことに懸念を示し、各国議会に対し、気候変動の緩和及び適応のための持続可能な森林経営及び農業・食料システムを促進するため、各国の状況に照らし森林を再生・回復させるとともに森林生態系の保護・回復及び強靱性を高め、温室効果ガスの吸収源を保全・強化し、実行可能で再生可能かつカー

ボンニュートラルな代替手段の推進及び森林の若返り及び更新のための開発等に対する取組の強化を要請する等の内容となっている（決議の全文は別添4参照）。

#### （6）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、15日（水）の本会議で承認された。

#### （7）第148回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び共同報告委員の指名

15日（水）の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第148回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・自律型兵器システム及びAIによる社会的及び人道的影響への取組（第1委員会所管）
- ・気候行動のためのパートナーシップ：低廉なグリーンエネルギーへのアクセスの促進並びにイノベーション、責任及び衡平性の確保（第2委員会所管）

### 3. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、12日（日）、13日（月）及び14日（火）に開催され、「森林のカーボンネガティブ達成に向けた議会の取組」に関する決議案の審査等が行われ、三浦議員及び田村まみ参議院議員が参加した。

日本国会代表団は、より多くの国が賛同できる決議とするため、国際的に合意された気候変動に関する条約等の趣旨に沿う文言に修正するなど、2件の修正案を事前に提出した。

12日（日）、共同報告委員による決議案及び説明覚書の報告に続いて討議が行われた。

田村議員は、冒頭、トルコ南東部で発生した地震に触れた上で、東日本大震災により多くの森林が失われたものの、民間ボランティアによる植林が林業の早期回復、復興及び今後の災害の備えにつながった経験を述べた。また、自身の議員活動として、「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン社会」への転換を掲げ、自身関わってきた業界における植林活動を紹介し、次いで、より幅広い業界が、行政による企業のカーボンニュートラルに向けた貢献促進の枠組みを活用できるよう、国会で主張してきた旨述べた。さらに、CO<sub>2</sub>の利活用に焦点を当て、カーボンリサイクル技術の開発及び活用による脱炭素化、低炭素化という変革にも注目すべきである旨指摘した。最後に、共同報告委員提案の決議案に対する日本の修正案への賛同を求めた。

その後、12日（日）及び13日（月）に決議案の逐条審査が行われた。

三浦議員は12日（日）の審査において、日本国会代表団提出修正案について、国際的な合意がある国連森林戦略計画及び現在の気候変動対策の枠組みであるパリ協定で合意された内容に沿う文言に修正する旨の趣旨説明を行った。

これに対し、共同報告委員から原案を支持する旨の意見が表明され、採決の結果、両修正案の採用はその時点では見送られた。

14日（火）の審査において、決議案全体の採択が行われた。最終的に、各国が提出した修正案のうち、日本国会代表団提出の修正案の趣旨も反映されたものが採り入れられ、日本国会代表団が重視していたパリ協定で合意された内容に沿った文言が本会議に上程される決議案に盛り込まれた。

#### 4. 第211回評議員会

第211回評議員会は、12日（日）及び15日（水）に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

##### （1）IPU加盟資格

リベリアの再加盟が承認され、IPU加盟国・地域数は179となった。

##### （2）2022年度IPU決算

2022年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に関し、IPU議長より、今次会議が例年より早い時期に開催されたため、監査が完了していない旨報告があり、次回会議で審議を行うことが確認された。

##### （3）今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第147回IPU会議（2023年10月23日（月）～27日（金）、ルアンダ（アンゴラ））
- ・第148回IPU会議（2024年3月23日（土）～27日（水）、ジュネーブ（スイス））

##### （4）IPU規約及び規則の改正

IPU会議におけるオブザーバーの権利及び責務の実際上の様式の改正が承認された。

#### 5. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：オーストラリア）は、11日（土）に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

### (1) IPU執行委員会の報告

2022年12月5日(月)、2023年3月9日(木)及び10日(金)に開催されたIPU執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員を代表し、インドから報告が行われた。

### (2) 第146回IPU会議における欠員補充

欠員となっていた第4委員会理事に青柳衆議院議員が推薦を得ることとなった。

### (3) 緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

## 6. 女性議員フォーラム

女性議員フォーラムは、11日(土)に開催され、「ジェンダーの視点からの第146回IPU会議の活動に対する貢献」に関する討議及び「不安定及び危機に対処する女性のリーダーシップ」に関するパネル討議が行われた。田村議員は、「ジェンダーの視点からの第146回IPU会議の活動に対する貢献」に関する討議として、「サイバー犯罪：世界の安全保障に対する新たなリスク(第1委員会)」について、討議に参加した。

田村議員は、まず女性が、若者や子供と共に、インターネット上での被害を受けやすい存在であることを認識し、女性議員の視点からの対策が欠かせない旨指摘した。次いで、インターネットを取り巻く現状に触れ、これまでの法規、社会的慣習は尊重しつつ、新たな危険性を考慮した上で見直しを行うなど早急な対処が必要との認識を示し、小売店店員のフルネームの名札への対応やインターネット上の誹謗中傷への対策を紹介した。サイバー空間でのコミュニケーションは、その匿名性、拡散性の高さから、内容が過激化、先鋭化しやすいため、議会としても弱い立場にある女性などのプライバシー保護に対応した立法活動を常に行っていくことが必要であり、また、サイバー犯罪は国境に関係なく行われることから、対策はジェンダーの視点も踏まえ、国際社会全体で取り組むことが肝要である旨発言した。

## 7. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてバーレーン諮問院議長、バーレーン国防大臣、バーレーン石油環境大臣、トルコ代表団、イスラエル代表団、カナダ代表団、英国代表団、セルビア代表団、ウクライナ代表団、フランス代表団、インド代表団及びミャンマー連邦議会代表委員会(CRPH)と懇談を行ったほか、現地在留邦人との懇談会を実施し、意見交換を行った。また、日本企業及び現地企業との共同出資により設立された造水発電所の視察を行った。

また、参議院代表団として、持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）決議案の共同報告委員であるC・ホフマン・ドイツ連邦議会議員と懇談を行った。

アフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、イエメン及びその他の国の国民に影響を及ぼす深刻な人道的危機並びに特に女性及び子供の脆弱性に対する意識醸成及び行動の要請

採択決議

(2023年3月14日(火)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第146回IPU会議は、

- (1) 低、中所得国が世界の難民及び国際的な保護を必要とする人々の74%を受け入れていること、後発開発途上国がこれらの人々の22%に庇護を提供していること、及び世界の人道的なニーズの90%は世界の人口の13%で、世界のGDPの1.6%に過ぎない20か国に集中していることを考慮し、
- (2) 難民の影響を受けている国々は、危険な状況にある人々のニーズを満たすことができず、国際社会が食糧の分配、ヘルスケアに加え、多くの場合、インフラの再建も含む人道支援を保障することが不可欠であり、さらに、2023年において約3億4,000万人が人道支援を必要としていることを認識し、
- (3) そうした国際的な人道支援は、「世界人権宣言(1948年)」第3条に明記されている、譲ることができない、普遍的な原則である全ての人の「生命、自由及び身体の安全に対する権利」によって守られていること、また、これらの権利は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966年)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(1966年)」、「集団虐殺罪の防止及び処罰に関する条約(1948年)」並びにジュネーブ諸条約(1949年)及び同追加議定書において承認され、とりわけ、「世界人権宣言」第2条に準拠し、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位

---

\* イエメン代表団は決議全体について留保を表明した。  
インド代表団は決議への支持を棄権した。



又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく」全ての  
人権を促進及び擁護する国際的な法的枠組みを共に構成していること  
を想起し、

- (4) 国連総会が、2030年までにジェンダー平等を達成することを持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットとし、特に、ターゲット5.2「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」を含むがこれに限らない目標5を通じて行うことを強調し、
- (5) 自然災害及びその他の緊急事態の被災者に人道支援を行う災害救済調整官（DRC）という役職を設けた1971年12月14日の国連総会決議2816並びにDRCを国連人道問題調整事務所（OCHA）に改称し、人道支援の調整、緊急事態が生じている地域へのアクセスの促進、組織のニーズとしての評価任務の実施、共同アピールの準備及び資源の動員のために権限を拡大した1991年12月19日の国連総会決議46/182を想起し、
- (6) OCHAにより運営される任意拠出金を基に世界中の人道対応活動への資金を調達することを可能とする、国連中央緊急対応基金（CERF）の設立を歓迎し、
- (7) 難民を「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」と定義する「難民の地位に関する条約（1951年）」を想起し、
- (8) また、「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト」に関する2018年12月29日の国連総会決議73/195を想起し、
- (9) 女性及び女児がいまだに、特に戦闘員による性暴力にさらされているこ

とに深い懸念をもって留意し、

- (10) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するものは、人道に対する罪に当たることを強調し、
- (11) 暴力及び家族離散の重大な危機にある多くの子供を含め、約 2,400 万人のアフガニスタン人が困窮、飢え、凍えるほどの気温を経験しているアフガニスタンにおける特に深刻な状況に深い懸念をもって留意し、
- (12) 何十年も続く絶え間ない戦争は、何年にもわたる干ばつ及び低温と相まって、社会及び経済を完全に崩壊させ、350 万人の強制移住を引き起こし、アフガニスタン人を世界最大の難民人口の一つとしたことに留意し、
- (13) I P U が、各国の人々の平和及び協調のために尽力し、普遍的人権の擁護を促進していることを想起し、また、そのような権利の絶対的な尊重が全ての国家の民主主義及び発展のために必要不可欠な要素であることを強調し、
- (14) また、I P U の国際人道法遵守促進委員会及び国会議員の人権委員会により 2021 年 8 月 30 日に発出されたアフガニスタンに関する共同声明を想起し、
- (15) アフガニスタンの女性及び女兒の状況に警鐘を鳴らし、タリバンによる支配は、「男性保護者」がいなければ女性は外出又は生活の上で必要不可欠なサービスにアクセスすることさえ妨げられ、仕事及びそれに伴う経済的支援を失うことを引き起こすと同時に、中等教育及び大学教育から女性を排除するといった女性に対する直接的な抑圧を引き起こしたことに留意し、
- (16) 2023 年 1 月 15 日のムルサル・ナビザダ議員の暗殺及び 2020 年 8 月 14 日のフォージア・クーフィ議員の暗殺未遂を含む、女性議員に対する攻撃に深い不安を示し、アフガニスタンにおける女性議員に対する迫り来

る危機が 2023 年 2 月 2 日に I P U の国会議員の人権委員会による決定を促したことを想起し、

- (17) 市民の犠牲及び重要インフラの破壊により、国内避難民に加え、何百万もの人々に、近隣諸国への越境を余儀なくさせたウクライナにおける侵略戦争が引き起こした悲惨な人道的危機を認識し、
- (18) 国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）によると、2023 年 2 月時点で、ウクライナ国内の約 1,760 万人が緊急の人道支援を必要としており、約 800 万人のウクライナからの難民がヨーロッパに散在し、その内 90%は女性及び子供であること、その上、国際移住機関によるとウクライナ国内に国内避難民が 530 万人いることに留意し、
- (19) ウクライナにおける人道的状況の重大性を認識し、2022 年に国連で採択されたこの問題に関する決議とも足並みをそろえる、ヌサ・ドゥア及びキガリでそれぞれ開催された第 144 回 I P U 会議及び第 145 回 I P U 会議で採択された緊急追加議題決議を想起し、
- (20) また、中東で最も脆弱な人々を抱える国の一つであり、残虐な内戦が、何百万もの人々に影響を与え、何十万もの死をもたらし、大量の強制移住につながる暴力に至っているイエメンの状況を想起し、
- (21) 400 万人の国内避難民を含む、2,000 万人を超えるイエメン人が人道支援を必要としていることに留意し、
- (22) シリア・アラブ共和国北部及びトルコ南部に影響を及ぼした最近の地震が、人道的危機を生じさせ、内戦の被害を悪化させている、シリア・アラブ共和国の人々が直面している破壊的かつ持続不可能な状況を認識し、
- (23) 約 660 万人のシリア人が他国への避難を余儀なくされていること及びシリア・アラブ共和国内に 670 万人の国内避難民がいることに留意し、

(24) 独立時から続く内戦によって国土が荒廃し、難民（うち 63%は子供）、国内避難民及び庇護希望者を含む 430 万の人々が現在人道支援を必要としている南スーダンの現状を考慮し、

(25) 暴力、不安定な状態並びに食料、医薬品及び生活に不可欠なサービスの不足が 700 万ものベネズエラ人の難民及び移民というラテンアメリカ史上最大の移住を引き起こしてきたベネズエラ・ボリバル共和国における危機を認識し、これらの難民及び移民は頻繁に非公認のルートを取ることを余儀なくされ、人身取引業者及び非正規武装集団の犠牲となっていることに留意し、

(26) 人道的危機は紛争、腐敗した政府、侵略戦争、侵攻及び内戦によるのみならず、2022 年にパキスタンを直撃し 1,800 人の人命が奪われ、210 万人以上の人々が家を失い、総計で 3,300 万の人々に影響を与えた大規模な洪水のように、気候変動によっても引き起こされることを認識し、

(27) 以上に挙げた危機は、最大の避難民数を伴うものに限ることを認識しブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、北朝鮮、コンゴ民主共和国、エチオピア、ハイチ、イラク、マリ、ミャンマー、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パレスチナ、ソマリア及びスーダンを含む世界のその他の多くの地域においても他の人道的危機が発生していることを強調し、

1. 人道的危機は世界における人権侵害の主要な原因であることを考慮する。

2. 出自に関わらず、国家レベルでの法的及び政策的措置を通じて、人命を守り、苦難を緩和し、尊厳を守り、全ての人々のための食料、医療ケア、飲料水及びシェルターといった基本的なサービスへのアクセスを保障するために協調し行動することは国際社会の責務であることを認識し、また、各国政府に対し、そのような措置を通じて S D G s、特に目標 5 を追求するよう奨励する。

3. アフガニスタン、南スーダン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、ベネ

ズエラ（・ボリバル共和国）及びイエメンの国民、並びに全大陸において、戦争、圧政、テロリズム、暴力及び自然災害の結果として欠乏及び迫害に苦しむ何百万の人々に対し同情を表明する。

4. 世界の各国議会に対し、人道的危機の責任を負う者に対して声を上げ、政治的及び外交的圧力を行使し、影響を受ける市民に支援を提供するよう要請する。
5. 世界中の国々における国家権力及び市民社会に対し、人道的危機の影響を受ける人々のための特別援助プログラムの創設に最大限貢献できるよう意識醸成を要請する。
6. 全ての国に対し、国連事務総長による飢饉防止に関するハイレベルタスクフォースを強化し、子供及び若者の栄養失調に対する処置へのアクセスを増やす、簡易的なプロトコルを取り入れるよう要請する。
7. 人道支援の安全な通過を可能にする協定を運用又は交渉する一方で、危機の影響を受ける地域からの脆弱な人々、特に女性及び子供のための安全な通行を保障する人道回廊の開設を促進するために、地域内及び地域間の協力の強化を訴える。
8. 市民の生命、尊厳及び福祉に対するいかなる攻撃を強く非難し、各国議会及び政府に対し、人道的危機及び迫害を引き起こす国際犯罪の不処罰に対し、特に国際刑事裁判所への支援、国内での訴追努力並びに侵略及びその他の国際犯罪を処罰するための適切な法的枠組みを通じて、行動を取ることを要請する。
9. 男性、女性又は子供であれ、基本的な権利及び相応な生活状態へのアクセスがない難民及び国内避難民並びに難民の地位を有しないその他の人々のため、国際的な支援及び援助の増加を要請する。
10. 子供とともに、女性は人道的危機の主たる犠牲者であることに留意する。

11. 女性の権利の擁護及び促進のために活動する国連及びその他の組織による取組への支援を要請する。
12. 各国政府に対し、戦争における体系的な戦術として性暴力及びジェンダーに基づく暴力を利用しないよう要請する。
13. 各国政府に対し、性暴力及びジェンダーに基づく暴力の生存者のニーズを満たすよう要請する。
14. 女性及び若者のエンパワーメントを強く支持し、特にアフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ及びイエメンにおける女性及び人道的危機を生き抜く全ての人々の権利及び利益の保護を確認する。
15. 難民及び庇護希望者への十分な教育及びヘルスケアの提供を可能とするために、キャパシティに制限のある脆弱な受入れ国への世界的な支援を要請し、受入れ国に対し、難民及び庇護希望者、特に女性及び女児がこうした極めて重要なサービスにアクセスすることを保障する枠組みの開発及び実施を要請する。
16. 各国政府に対し、一貫してあらゆる観点におけるジェンダーに基づく差別の禁止を実施するよう要請する。
17. 国際刑事法、国際人道法及び国際人権法に抵触する犯罪である強制送還の慣行及び特に子供の強制送還が行われていることに遺憾の意を表し、この慣行を止め、子供を家族の元へ戻すため、国連加盟国による緊急行動を要請する。
18. アフガニスタンにおいて女性及び女児が経験している迫害について特に懸念を表明し、現在の事実上のアフガニスタン当局に対し国連憲章、国際条約及び協定並びに世界人権宣言の尊重を要請する。
19. 全ての政府及び議会に対し、国際的な犯罪の被害者への賠償金裁定を妨げる免責規定又は手続法を含めた障害が、政府を通して若しくは直接のどち

らであれ存在しないことを確実にするよう要請する。

20. 特にアフガニスタンのような国において、「児童の権利に関する条約」及び選択議定書の規定の実施を保障するため、国連の機関及び国際社会の間のより緊密な協調を要請する。
21. アフガニスタンの国民かつ議員であるムルサル・ナビザダ氏への非道な殺人に対し、可能な限り最も強い言葉で非難する I P U の国会議員の人権委員会の決定を支持し、この残忍な犯罪は I P U が促進する権利、価値及び原則への侮辱であることを確認する。
22. I P U 執行委員会に対し、アフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、イエメン及びその他の国における人道的危機に関する議会の取組をフォローアップし、国際社会、特に自国議会が人々への援助を提供し、民主主義における人間開発及び持続可能な開発を達成するために、秩序、安定性及び制度の長期的な回復を促進することを目的とした取組を支援するよう要請する。
23. 国際社会に対し、制度的支援並びに国連アフガニスタン支援ミッション、OCHA による CERF 及び UNHCR を含む協調資金調達メカニズムを強化することにより、強固な資金調達支援に対する緊急のニーズに対応するよう要請し、この資金調達支援が食料及び医薬品といった緊急的かつ個々の人道支援のみならず、アフガニスタン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ及びイエメンにおける社会の基本的な機能を維持するための重要インフラに向けた再建プランの設計にも割り当てられるよう勧告する。
24. こうした人道的危機に対応する人道支援メカニズムの強化を要請する。

## マナーマ宣言

### 「平和的共存及び包摂的社会の促進：不寛容との闘い」

(2023年3月15日(水)、本会議にて承認)

我々、世界各国の議員は、バーレーンのマナーマで開催された第146回IPU会議に集い、あらゆる形態の憎しみ、不寛容、排除及び暴力が民主主義の根幹及び社会をまとめる社会契約にもたらす危険性を深く懸念する。

欲望及び競争に飲み込まれた我々の世界は、かつてない規模の社会的及び経済的不平等に直面している。経済的不安の高まりにより、コミュニティが分断され、また、多くの場合で公共サービスの提供及び社会的セーフティネットへのアクセスをもたず、社会的に孤立し、援助もなく生活する人々が増加している。

不平等及び経済的不安は、社会全体において怒り及びフラストレーションを生じさせる。貧困、経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的な不可譲の権利の否定、法の支配の侵害、女性に対する差別、若者の参画不足並びに最も脆弱で周縁化された人々の事実上の政治からの排除などの要因により、全ての人間に固有の尊厳が損なわれかねない。

外国人嫌い、人種差別、不寛容、否定的な固定観念、汚名、差別及び過激な言説は、我々の社会におけるこの深い不安感の表れである。これらは、既存の秩序の脅威であると認識された移民、障害者並びに国籍、民族、宗教、言語又はその他の周縁化されたグループに対する、様々な形によるヘイトスピーチ又は明らかな暴力として現れる。また、これらは信仰を持つ人々にとって非常に侮辱的な行為である、宗教的な場所及び象徴に対する冒瀆としても現れる。しかし、我々は、社会の多様性を豊かさの源泉だと認識し、世界人権宣言に謳われている全ての人々の基本的権利及び自由を再確認する。



残念なことに、社会的に影響のある立場にある人々の中には、自分の利益を増やす手段として、憎悪及び分断を植え付け他人の脆弱性を利用しようとする人がいる。社会的な交流及びコミュニケーションを促進するために設計されたデジタル・プラットフォームは、偽情報及び他者に対する悪意をマイクロターゲティングし、増幅し、広めるために悪用されている。真実を完全に無視した発言が容易にできることは、民主主義にとって重大な危険をはらんでいる。最も厄介なことは、彼らの言葉がコミュニティ内及び国家間の暴力及び不寛容の直接的な原因となり得ることである。

我々は、これらの課題に対し、コミュニティに資する対話及び共同プロジェクトを促進する協力的なネットワークを奨励し、紛争予防及び調停のためのチャンネルを作り、穏健化を促進し、教育及び意識向上を進展させ、コミュニティ及び宗教指導者によるこれらの目標への貢献を奨励することによって、対応することができる。我々は、不寛容並びに特に差別、敵意又は暴力を構成する憎悪の主張に対して声を上げることを約束する。また、我々は、議会外交の行使を通じて、紛争の解決を支援する。

このことを念頭に置き、我々は、議員として、全ての人々、特に我々と意見の異なる人々に対して責任ある発言及び行動を、共通の利益を追求するに当たって人々を平和的に結びつける方法により取ることが、我々独自の責任であると考えている。我々は、包摂的で、公正かつ権利が擁護される社会は、団結し、平和で民主的である可能性が高いことを確認する。我々は、利益よりも人を、強者よりも弱者を優先し、全ての人々の平等及び尊厳を守るため、権利に基づいた経済及び社会政策を通じて、不平等と闘うことを誓う。我々は、全ての人々のための平和、民主主義及び持続可能な開発のための最善の希望として、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標を実施することが緊急に必要なであることを再確認する。

具体的には、以下の目的に向けて、法律制定、代表及び監督の機能を活用することを約束する：

- ・ 憎しみに基づいた行為並びに宗教、信条、外国人嫌い、人種差別又は周縁化されたグループに対する不寛容に関連するあらゆる形態の暴力を、法律違反とすること。
- ・ 平和教育及び「民主主義のための教育」を含み、また、同名の国連総会決議に基づいた、全ての人のためのあらゆるレベルの教育に投資すること。
- ・ 議会の議事が、関連する市民社会組織及び社会の多様性を代表するコミュニティグループの意見に対して、一貫して開かれたものとする。
- ・ 国内外を問わず、あらゆる政治的立場の議員との建設的かつ敬意ある対話を行うこと。
- ・ 国の統計機関及び研究機関が、包摂的な経済及び社会政策の策定を支援するために、最新の細分化されたデータを作成することを確実にすること。
- ・ 議会の包摂性について自己評価を行い、女性及び若者並びに十分に代表されていない国籍、民族、宗教、言語及びその他の周縁化された脆弱なコミュニティの議会における代表を増やすための積極的な措置を講じること。
- ・ 特に脆弱なグループである移民、難民及び無国籍者の権利を、国際条約と矛盾なく擁護すること。
- ・ 民主主義の防波堤としての言論の自由という基本的な権利を擁護しつつ、ヘイトスピーチ及び様々な形態の偽情報のリスクを減らすため、デジタル・プラットフォーム及びその他のメディアを規制すること。
- ・ 共通の遺産の表出である文化的な場所並びに様々な宗教及び信念の表出である聖地、礼拝所及び宗教的シンボルを保護すること。
- ・ 宗教間及び文化間の対話に取り組む国連の関連組織との交流を促進し、国連の平和維持及び和平調停の取組を支援すること。

我々は、具体的な行動を通じて、また、現在の I P U 戦略に示されている I P U の中核的価値観に従って、この宣言を前進させることを誓う。

別添 3

サイバー犯罪：世界の安全保障に対する新たなリスク

採択決議

(2023年3月15日(水)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第146回IPU会議は、

- (1) あらゆる形態のサイバー犯罪を非難し、国際協力を通じて、このような行為に対抗する必要性を再確認し、
- (2) 情報通信技術（ICTs）の利用における責任ある国家の行動に関する既存の国連の枠組み及びこの枠組みを実施する必要性を再確認し、
- (3) 国境及び境界を無視する国家及び非国家主体によるICTsの悪意ある利用に対し、各国間の信頼関係及び相互理解を構築する必要性を認識し、
- (4) 世界的に高まるICTsの利用及びICTsへの依存を注視し、
- (5) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより加速されたデジタル化の進展によるサイバー犯罪活動の増加を認識し、
- (6) 物理的な世界と同様に、新しいインフラ及び資源によりサイバー空間における市民を保護する規制的枠組みを構築するに当たっての議会の責任に留意し、

---

\* インドは本文パラグラフ 25 について留保を表明した。

ロシアは前文パラグラフ 11 及び本文パラグラフ 1 について留保を表明した。

- (7) 国連総会の「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」に関する決議 31/72 (1976 年 12 月 10 日)、「情報技術の犯罪的悪用との闘い」に関する決議 55/63 (2000 年 12 月 4 日) 及び決議 56/121 (2001 年 12 月 19 日) 並びに「サイバーセキュリティの国際的文化の創造」に関する決議 57/239 (2003 年 1 月 31 日) を想起し、
- (8) また、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩」に関する国連総会の年次決議、特に決議 69/28 (2014 年 12 月 2 日)、国際安全保障の文脈における責任ある国家の行動の促進に関する政府専門家グループを設立する決議 73/266 (2018 年 12 月 22 日) 並びに情報通信技術の安全保障及びその利用に関するオープンエンド作業部会を 2021 年から 2025 年まで設立する決議 75/240 (2020 年 12 月 31 日) を想起し、さらに、政府専門家グループが策定し、国連総会決議 70/237 (2015 年 12 月 23 日) によって承認され、これらの規範に基づくよう国連加盟国に要請する、国際安全保障の文脈における ICTs の利用における責任ある国家の行動の自主的かつ拘束力のない規範、並びに国連総会決議 77/37 (2022 年 12 月 7 日) を通じた、既存の潜在的脅威について議論し、コミットメントを実施及び促進するための国家の能力及び努力を支援する国連の行動計画の設立を強調し、
- (9) さらに、「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約 (2000 年 11 月 15 日)」及び「腐敗の防止に関する国連条約 (2003 年 10 月 31 日)」を想起し、
- (10) 欧州評議会の「サイバー犯罪に関する条約 (2001 年 11 月 23 日)」及びその「コンピュータシステムを通じて行われる人種差別的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関する追加議定書 (2003 年 1 月 28 日)」、「国際情報セキュリティの分野における協力に関する上海協力機構協定 (2009 年 6 月 16 日)」及び「情報技術犯罪との闘いに関するアラブ条約 (2010 年 12 月 21 日)」、ラテンアメリカ・カリブ議会 (P a r l a

t i n o) の「サイバー犯罪に関するモデル法 (2013 年 11 月)」、その更新版である P a r l a t i n o の「暴力及び犯罪の社会的防止に関するモデル法 (2015 年 11 月)」、P a r l a t i n o の「コンピュータ犯罪に関するモデル法 (2021 年 2 月)」並びに P a r l a t i n o の「不正取引及び国際犯罪の撲滅に関するモデル法 (2021 年 2 月)」、「情報セキュリティの確保の分野における独立国家共同体加盟国間の協力に関する協定 (2013 年 11 月 20 日)」、「情報技術分野における犯罪との闘いにおける独立国家共同体加盟国間の協力に関する協定 (2018 年 9 月 28 日)」、並びにアフリカ連合の「サイバーセキュリティ及び個人データ保護に関する条約 (2014 年 6 月 27 日)」を含む、サイバー犯罪、国際組織犯罪、情報交換及び行政援助に関する地域条約の重要性を強調し、

- (11) また、あらゆる国への加入が開かれている欧州評議会の「サイバー犯罪に関する条約」は、世界の全ての地域からの締約国及びその地域への影響力を擁し、世界的に重要な文書となったことを強調し、
- (12) I P U 決議「サイバー戦争：平和と世界規模の安全保障に対する深刻な脅威」(2015 年 4 月 1 日、第 132 回 I P U 会議 (ハノイ) で採択) や、「子供の性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約 (2007 年 10 月 25 日)」(ランサローテ条約) をも想起する「インターネット上の児童の性的搾取及び虐待を撲滅するための世界的な立法措置」(2021 年 11 月 30 日、第 143 回 I P U 会議 (マドリード) で採択) といった、ますますデジタル化が進む我々の社会が直面する様々な新たなリスクに関する I P U の活動を想起し、
- (13) サイバー空間における責任ある国家の行動を促進するための国連の活動を称賛し、

- (14) また、国連総会決議 74/247 (2019 年 12 月 27 日) を通じたサイバー犯罪の国際条約制定に向けた国連の取組を称賛し、この条約の起草を担当するアドホック委員会の設立を歓迎し、
- (15) 議会の声が届くことを確実にするための同アドホック委員会のマルチ利害関係者の協議プロセスへの I P U の参加を歓迎し、
- (16) サイバー犯罪及びその市民への深刻な影響に対する世界的アプローチの必要性並びに言論の自由を含む人権の基本的理念を保持しつつ、世界の平和、安全保障及び経済の安定を守る必要性に留意し、
- (17) サイバー犯罪の新たな激化及び急速に進化する性質を考慮して、それらに対抗するため立法府、政府及び利害関係者がより積極的な国家的措置を取ることが緊急に必要であることを認識し、
- (18) また、この分野における全ての行動は、人権及び基本的権利の尊重をその中心に据える必要があることを認識し、
- (19) 各国の I C T 活用能力及び I C T インフラ防護能力の開発が不均衡であることに留意し、特に開発途上国に対する技術支援及び協力の強化の必要性を強調し、
- (20) また、国家は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「児童の権利に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」並びに追加議定書及びその他の関連国際人権文書を含み、またこれらに限らない国際人権法上の義務に従って行動しなければならないことに留意し、

- (21) ICTsの利用における責任ある国家の行動に関する自主的かつ拘束力のない規範の認識及び実施を促進するため、共通の国際的な議会行動が必要であることを認識し、
- (22) サイバー犯罪は、特にサイバーセキュリティ侵害又は偽のソーシャルメディアアカウントを通じた選挙への干渉といった、民主主義のプロセスに対する深刻な脅威を構成し得ることに留意し、
- (23) 女性、若者、子供、高齢者、障害者及び人種差別を受けるコミュニティは特にサイバー犯罪に対し脆弱であることを認識し、
- (24) また、この分野における政策、プログラム及び法律の策定、実施及び適用において、ジェンダー主流化を含むジェンダー平等並びにあらゆる多様性を有する女性及び女児のエンパワーメントを促進するための努力の必要性を認識し、
- (25) 国際平和及び安全保障に対する国境を越えたサイバー犯罪の脅威及びリスクの性質、並びにサイバー空間の驚異的な発展と、その結果としてサイバー犯罪者が用いる手法がますます高度になっていることに留意し、
- (26) また、サイバー犯罪は、コンピュータシステムに対する攻撃、プライバシーの侵害、マルウェアの作成及び展開並びに重要な市民インフラへの攻撃のますますの促進のみならず、オンライン詐欺、麻薬取引、マネーロンダリング、憎悪犯罪、人身取引並びにセクシュアルハラスメント、脅迫、ストーキング、いじめ、性差別的ヘイトスピーチ並びにインターネットを通じた女性及び子供の性的搾取といった技術が助長するジェンダーに基づいた暴力のような、オフラインで発生しコンピュータシステムによって促進されかねず、いずれも世界の安全保障及び経済の安定に負の影響を与える行為を含むが、これらに限られないことに留意し、

(27) ほぼ全ての国内法がサイバー犯罪が発生する以前に制定されており、これらの脅威に必ずしも適切に対処できていないことを考慮し、

1. 各国議会に対し、現在施行されている最も包括的な多国間サイバー犯罪条約であり、全ての国が加入することが可能である欧州評議会の「サイバー犯罪に関する条約」を含む、犯罪目的のICTs利用に対処する既存の国際文書に自国がまだ加入していない場合は、必要な措置を取ることを検討するよう奨励する。
2. 各国議会に対し、サイバー犯罪の規模、範囲、スピード、複雑性及び頻度並びにこれらの行為による国家安全保障、国際平和及び安全保障並びに世界経済の安定への影響を考慮し、サイバー犯罪に関する自国の法律が、国際人権文書を含む国際法に従い、最新かつ適切なものであることを確実にし、そのために必要な資源を割り当てること、並びに民間企業、学界、市民社会及び技術コミュニティを含む全ての利害関係者を関与させること、また、犯罪行為がどこで行われたか、当該外国の管轄で犯罪を構成するかにかかわらず、犯罪行為の訴追を可能とする域外裁判権を当該法律に盛り込むことを要請する。
3. 各国議会に対し、サイバー犯罪に関する全ての立法過程に人権影響評価が組み込まれることを確保するよう強く要請する。
4. 各国議会に対し、サイバー犯罪の分野における捜査当局、検察官及び裁判官を含む法執行官の能力を強化し、サイバー犯罪事件を効果的に捜査、訴追及び裁定できるよう備えさせることを要請する。
5. 各国議会に対し、サイバー犯罪の急増を防止及び撲滅し、市民の人権及び自由を保護しつつ、サイバーセキュリティ、アイデンティティ、プライバシー及びデータを保護するため、各国政府が適切な資源及び



能力を含む手段を確保するようその監視機能を十分に活用することを奨励する。

6. 各国議会に対し、インターネットを支えるインフラを含む重要な国家インフラの保護に関する国内の法的枠組みが、最新であること若しくは必要に応じてそのような枠組みを設立することを確実にするよう強く勧告する。
7. 各国議会に対し、自国政府が、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する国連規範を遵守し、サイバー犯罪並びにサイバー犯罪者及び悪意ある行為者との闘いに協力し、法の支配に従い、国際人権法及び基本的人権を尊重しつつ、可能であればリアルタイムで支援及び能力構築要請に応え、自国企業のサプライチェーンを保護し、将来のインシデント防止を支援するため潜在的な脆弱性を第三者に自主的に報告し、特に国境内外の全てのサイバーインシデント対応チームの支援及び保護を行うよう自国政府に求めることにより、開かれた自由で安全なサイバー空間を促進することを奨励する。
8. また、各国議会に対し、被害者中心のアプローチを通じ、予防（啓発、監査及びトレーニング）、インシデント検知（24 時間、年中無休）並びにサイバー脅威への迅速かつ効率的な対応を優先した、横断的なサイバーセキュリティサービスを推進するジェンダーに配慮した法律を立案するよう奨励する。
9. 各国議会に対し、国家サイバーセキュリティセンター、コンピュータ緊急対応チーム、コンピュータセキュリティインシデント対応チーム及びセキュリティオペレーションセンターといった関連機関及び組織が自国にまだ存在しない場合、設立を促進することを勧告する。

10. また、全ての議会に対し、それらの機関及び組織が、公共サービス及び事業のデジタル化の進展はデジタルリスクへの多大な暴露を意味することを考慮しつつ、デジタルリスクへのプライバシーを侵害することなく、サイバー犯罪に機動的でタイムリーかつ効果的に対応することができ、重要な民間インフラ、公共機関、企業及び市民を保護できるよう、適切な予算及び女性のサイバーセキュリティ専門家を含む専門的人材を保有することを確保するよう勧告する。
11. 各国議会に対し、サイバー脅威に対し監視、予防、探知、調査及び対応を行うため、それらの機関及び組織間の国際的な協調を促進するよう強く要請する。
12. 各国議会に対し、サイバーセキュリティの専門家の数を増やし、そのパフォーマンスを強化することを助けるため、自国の政府に対し、具体的なサイバーセキュリティのトレーニングを提供するよう奨励することを要請する。
13. 開かれた、安全で、安定した、アクセス可能かつ平和な I C T 環境は、全ての人にとって不可欠であり、国際平和及び安全保障に対するリスクを低減するために国家間の効果的な協力を必要とすることを再確認し、国際社会に対し、人権及び基本的自由の完全な尊重を促進することを要請する。
14. 各国議会に対し、今後起こり得るサイバー脅威を予見し防護するため、適切な予算配分の下、各プロジェクトの設計にサイバーセキュリティに関する特定の規定を盛り込み、研究開発への投資を奨励するよう要請する。
15. 各国議会に対し、人権原則及び国際人権義務を完全に尊重する強固かつ協力的なサイバーセキュリティのエコシステムを醸成するため、自

国の政府を主要な推進者として、産業界、学界及び市民社会を含むその他全ての利害関係者と提携することを奨励する。

16. 各国議会及び議会人に対し、市民、組織及び機関が経験するサイバー犯罪の性質に関する共有された最新の国家的理解を促進するために積極的に関与することを要請する。
17. 各国議会に対し、テクノロジーがもたらす素晴らしい機会及び深刻なリスクの両方を網羅しながら、将来の世代が子供の頃からデジタルリテラシー及びテクノロジーのノウハウを学べるような教育カリキュラムを開発し、真の「サイバーセキュリティ文化」の醸成を支援するよう強く要請する。
18. 各国議会に対し、ソーシャルメディアの利用に関する教育方針の策定において、人権の尊重及びジェンダーに基づく暴力の防止を考慮に入れ、サイバースペースにおける女性、若者、子供、高齢者、障害者及び人種差別を受けるコミュニティの保護を拡大するよう勧告する。
19. 各国議会に対し、選挙過程における世論の自由な形成に影響を与え、変更し、または侵害しようとする攻撃及び干渉を回避するため、民主主義の重要な局面、特に市民が投票権を行使する期間を保護するよう必要な行動をとることを強く要請する。
20. 国際社会に対し、民意を代表する機関である世界中の全ての議会が、重要な民間インフラ及び必須サービスのリストに含まれることにより特別な保護を受けることを確保し、民主主義を守るための行動をとるよう要請する。

21. デジタル・ディバイドを解消し、サイバー脅威への対応を世界的に強化する手段として、ICTセキュリティ及び能力開発の分野における国際協力及び支援を更に強化する必要性を強調する。
22. 各国議会に対し、サイバー犯罪の複雑かつ急速に進化する性質について、知識、経験及び専門知識のオープンシェアリングを可能にし、この問題に関する専門的なセミナー、ワークショップ及び会議を開催することにより、理解を深めるよう要請する。
23. IPU事務局に対し、他の関連組織と連携して、各国議会の能力開発努力を支援することにより、サイバーセキュリティのこの新しいビジョンを促進するよう要請する。
24. IPUに対し、議会の世界的組織として、議会の声が確実に届くよう、国連が主導するものを含む全ての関連国際フォーラムに参加し、サイバー犯罪の防止及び闘い並びにサイバーレジリエンスの活性化において主導的役割を果たすよう勧告する。
25. IPU評議員会の下部組織として、本決議で定められた任務及び目的を遵守することを具体的使命とし、国連の枠組みにおけるサイバー犯罪に関する国際条約の推進プロセスの支援、並びに法律制定、監督及び予算編成という観点からIPU加盟議会の能力を強化することの双方を含む権限を持つ、サイバー犯罪に関するワーキンググループの創設を推進する。
26. IPUに対し、とりわけデジタル・セキュリティに対する普遍的なコミットメントを通じて、持続可能な開発目標を達成することに関する各国議会の認識を高めることを勧告する。

森林のカーボンネガティブ達成に向けた議会の取組  
採択決議

(2023年3月15日(水)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第146回IPU会議は、

- (1) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を追求する目標並びに、特に、パリ協定締約国に対し、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫(森林を含む。)を保全し、及び強化するための行動をとることを要請し、並びに森林の減少及び劣化から生じる排出を削減する政策上の取組を発展させ、持続可能な森林経営に関する積極的な奨励措置を講じ、及び炭素隔離を向上させ、森林における排出を減少させることを奨励する第5条を含む国連気候変動枠組条約(UNFCCC)及び2015年のパリ協定を想起し、
- (2) 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26、グラスゴー)及び同第27回締約国会議(COP27、シャルム・エル・シェイク)の成果に留意し、また、包摂的な農村構造転換及びバリューチェーンを促進しつつ2030年までに森林の消失及び土地劣化を食い止め、好転させるよう140か国以上が一致して取り組むようコミットした、持続可能な開発を展開し、国際金融コミットメント、森林保護及び回復を可能とするプライベートファイナンス及び投資援助、先住民族及び地域コミュニティの支援並びに気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3作業部会の緩和に関する知見並びに森林減少の抑制及び森林回復の促進に関する勧告を再確認した、

---

\* インド代表団は、前文パラグラフ2、5及び8並びに本文パラグラフ1、3、5、6、9、11、12、13、17及び21について留保を表明した。

ロシア代表団は前文パラグラフ19に留保を表明した。

森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の森林関連への貢献に留意し、

- (3) 2022年12月に採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組及びターゲット2「生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を強化するために、2030年までに、劣化した陸域、陸水域、沿岸域及び海域の生態系の少なくとも30%で効果的な再生が行われることを確保する」を含む、当該枠組の4つのゴール及び23のターゲットを歓迎し、
- (4) 森林保護に関するCOP26及びCOP27の結果をフォローアップする国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28、ドバイ)を待望し、
- (5) IPU決議「気候変動、持続可能な開発モデル及び再生可能エネルギー(2009年4月、第120回IPU会議(アディスアベバ))」、「気候変動への取組(2019年10月、第141回IPU会議(ベオグラード))」、「気候関連災害及びその影響に起因する脅威及び紛争に対する平和及び安全保障を強化するための議会の戦略(2021年5月、第142回IPU会議(オンライン形式))」、「ヌサ・ドゥア宣言「ゼロに向けて：気候変動に対処するための議会の結集(2022年3月、第144回IPU会議(ヌサ・ドゥア))」及び「気候変動に関する議長宣言(2007年5月、第116回IPU会議(ヌサ・ドゥア))」を想起し、
- (6) 気候政策、貧困の削減及び普遍的な平和は持続可能な開発の達成において全て密接に関連していると強調する国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「持続可能な開発目標(SDGs)」、特に目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」及び目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急

対策を講じる」並びに目標 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」を指針とし、

- (7) 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組のうち、特にターゲット2の2030年までに劣化した生態系地域の少なくとも30%を再生すること並びにターゲット3の2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域の海域の少なくとも30%が、生態的に代表的で良く連結され衡平に統治された保護地域システム及びその他の効果的な地域をベースとする保全手段を通じて効果的に保全及び管理されることを確実にすることの実施にコミットし、
- (8) クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権を認める国連総会決議76/300、「国連森林戦略計画2017-2030」が採択された国連総会決議71/285及び国連生態系回復の10年(2021-2030)に関する国連総会決議73/284を再確認し、
- (9) 「国連森林戦略計画2017-2030」が提示する共有ビジョン「あらゆるタイプの森林及び森林以外の樹木が、持続的に経営され、持続可能な開発に貢献し、経済的、社会的、環境的及び文化的な便益を現在及び将来世代の人々に提供する世界」の実現にコミットし、
- (10) SDGターゲット6.6「(中略)森林などの水に関連する生態系の保護・回復を行う」、ターゲット12.2「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、ターゲット15.1「森林をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する」及び、とりわけターゲット15.2「あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる」の達成に数ある利益の中でも特に寄与し得る、「国連森林戦略計画2017-2030」で定められた6つの目標、特に目標1「保護、再生、植林、再造林を含め、持続可能な

森林経営を通じて、世界の森林減少を反転させるとともに、森林劣化を防止し、気候変動に対処する世界の取組に貢献するための努力を強化する」ことの重要性を再確認し、

- (11) 「国連森林戦略計画 2017-2030」の目標 1 のうち、「世界の森林の炭素蓄積を維持又は増加させる」ことを要求するターゲット 1.2 を強調し、
- (12) 「国連森林戦略計画 2017-2030」における「森林に依存する人々の生計向上を含め、森林を基盤とする経済的、社会的、環境的な便益を強化する」という目標 2、とりわけ「特に開発途上国において、森林関係小規模企業による手頃なクレジット等の金融サービスへのアクセス並びに森林関係小規模企業のバリューチェーンや市場への統合を顕著に増加させる」というターゲット 2.2 及び「森林及び樹木による食料安全保障への貢献を顕著に増加させる」というターゲット 2.3 を支持し、
- (13) 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ、コンゴ盆地森林パートナーシップ（C B F P）、2022 年 5 月にソウルで開催された第 15 回世界林業会議、森林回復への取組を加速させ、2021 年から今後 10 年のうちに少なくとも 1,000 万本の郷土樹木を A S E A N 加盟国 10 ヶ国において植林し、かつ A S E A N 地域において森林再生のみならず人々のより良い生活、生計の改善及び強靱性の構築に資する地域横断的な植林活動及びプログラムを認識させるための基準を策定させる A S E A N グリーン・イニシアティブ、2020 年までに 1 億 5,000 万ヘクタール、2030 年までに 3 億 5,000 万ヘクタールの劣化・減少した森林景観の回復を目指す世界目標「ボン・チャレンジ」、2030 年までに 1 兆本の樹木を保護、回復、育成する世界経済フォーラムのグローバル・イニシアティブ並びに「サハラ及びサヘルのための緑の壁イニシアティブ」及び「森林に係る A S E A N 協力に向けた戦略的行動計画」を含む気候保護に対する森林の貢献に取り組む、数多くの世界的イニシアティブにおける国際社会による継続的関与を歓迎し、かつこれら全てのイニシアティブが国家による森林保護及び排出削減目標に



貢献し、政府、州、市町村、民間企業、金融機関及び市民社会の貢献を通じて、予防、緩和、強靱性の構築及び適応のための多くの機会を提示してきたことを認識し、

(14) 女性及び若者が森林生態系の保護及び回復において果たす重要な役割を認識し、かつ森林生態系の保護及び回復に関する政策立案及び実行のあらゆる段階での女性及び若者の完全な参加の必要性を強調し、

(15) 森林は世界的に重要な資源であり、地表の 31%を覆っているが、地上の炭素のほぼ半分を貯蔵していること、森林は降雨パターンに影響を与え、都市部を冷やすことによって地域の気候の調整に役立っていること、樹木及び森林は水収支を調整し、飲料水の貯蔵庫として機能し、また浸食、地滑り、落石、雪崩、洪水、砂漠化、土地劣化及び食料不安から保護すること、持続的に経営された森林は様々なバリューチェーンに対し天然かつ気候変動に左右されない資源をもたらすこと並びに十分に管理された森林は森林に居住するコミュニティ、森林に依存する人々及び森林の先住民族に生計、薬、娯楽及び文化的な目的、生活、雇用並びに所得を提供し、人獣共通伝染病の伝染に対する天然の緩衝としての役割を果たすことに留意し、

(16) 国連食糧農業機関（FAO）の報告書「世界森林白書 2022（SOF 2022）」によると、1990年から2020年の間に過去30年における世界の総森林面積の約 10.34%に相当する4億2千万ヘクタールの森林が森林減少によって失われ、関連する被害が干ばつ、砂漠化及び気象パターンの変化として顕在化していること、また、森林の消失が人間生活の側面及び人間開発に深刻な影響を与えており、かつ森林の減少が多くの点及び側面で既存の危機に複合的な影響をもたらすという事実で重大な懸念を示し、

(17) 森林減少及び森林の劣化は、土壌を含む森林の破壊及び劣化に伴う気候変動に加速度的かつ深刻な影響をもたらし、また地球における世界全体での

人に起因する炭素排出の約 15%を占めていることに重大な懸念をもって留意し、

(18) 森林生態系に対する武力紛争の有害な影響及びそのような紛争が温室効果ガスの排出をもたらすことを認識し、

(19) 大規模な森林火災を伴い、CO<sub>2</sub>換算で少なくとも 3,300 万トンに相当する排出をもたらした目下最大の紛争であるロシアによるウクライナへの侵略戦争が森林のカーボンネガティブの達成及び気候変動と闘うための地球規模での取組を大きく阻んできたことを遺憾とし、

(20) 森林は両生類種の 80%、鳥類種の 75%、哺乳類種の 68%の生息地を提供し、また熱帯林は全動物及び植物種の約 50%を含むため特に重要であり、森林減少及び森林の劣化の進行は生物多様性の損失及び遺伝資源の損失を増大させる主要な根本原因の一つであることを認識し、

(21) 森林破壊及び森林の劣化が特にアマゾンやアフリカの熱帯地域における降雨と、その結果として天水農業に大規模な地域的影響を及ぼしており、森林減少における食料安全保障及び農業に対する具体的かつ既存の脅威であることを強調し、

(22) 関連する社会的及び環境的保護手段を確実なものとしつつ、各国の状況に応じ、国連気候変動枠組条約の究極的な目的にも沿って、開発途上国の森林被覆及び炭素の損失を減速させ、食い止め、反転させることを集団的に目指すべき状況において、開発途上国グループに対する十分かつ期待された支援を行うことが規定されている、2022 年 11 月の COP 27 で採択された「シャルム・エル・シェイク実施計画」のパラグラフ 47 及び 48 を想起し、

(23) 「国連森林戦略計画 2017-2030」によると、世界人口の 20%に当たる約 16 億人が生計、生活、雇用及び所得の創出を森林に依存していることに伴う、社会及び経済に対する森林消失に起因する深刻な損害に関して深い懸念を表明し、

1. I P U加盟議会に対し、ある地域で森林又は樹木が伐採された場合、適切に別の地域で森林再生又は植林を確実に行うことにより、C O 2貯蔵バランスを維持することを追求し、様々な樹種の木々が成長するのに要する時間を考慮に入れることを意味する森林減少のネットゼロという目標にコミットする、国内規則及び法律を議会の任務に沿って策定するよう要請する。
2. I P U加盟議会及び各国政府に対し、森林減少を最小限に抑え、気候に焦点を当てた植林を奨励することが失われたバイオマスからの直接排出を回避するとともに、森林の温室効果ガスの吸収及び吸収能力の維持及び向上を可能にすることを強調しつつ、気候変動の緩和及び適応のための最も費用対効果の高い行動として森林減少及び森林の劣化を防止し、食い止め、森林面積を増加させ、森林生態系の強靱性を高めるための緊急行動を強化することを要請する。
3. I P U加盟議会及び各国政府に対し、関連する国際的なコミットメントに沿って森林生態系を保護するため、既存の保護地域を拡大すること、新たな保護地域を策定すること、特に戦争時においても保護地域の非武装化を保証すること、保護地域の管理のための適切な法的枠組を構築し、当該枠組を強化する効果的な措置を執ること並びに保護地域のより良い経営及び機能を確保するために近隣諸国と適宜協調することを要請する。
4. I P U加盟議会に対し、森林再生は郷土樹木を用いて対象となっている地域を従前の自然に森林で覆われていた状態に戻す積極的な試みであること、人工林は地域経済を活性化させ、天然林から成る森林の伐採圧力

を低下させる木材を提供できること、郷土樹木又は人工林を用いた森林再生、植林及びアグロフォレストリーは生計及び景観を多様化し、土地の生産性を高めることに資するものであること、植林及び森林の回復は環境、気候、社会文化及び経済に大きな利益をもたらすこと並びに樹木は農地に日陰を作り、土壌及び栽培植物が極端な日光にさらされるのを防ぎ、地上の温度を下げ、降水に影響を与え、収穫量の向上をもたらすことに留意し、各国の状況に照らして森林を再生させ、さらには劣化した森林を回復する取組を強化するよう要請する。

5. IPU加盟議会に対し、農業の拡大が世界の森林減少のほぼ90%を引き起こしていること、多くの耕地が最大限に効率的かつ生産的に利用されていないこと、及び世界人口が97億人に増加すると予測されることから、2050年までに食料需要が35~56%増加することにより発生する森林地への圧力が持続可能な生産性の向上で軽減されることにつながることに留意しつつ、既存の耕作地の利用を継続することで新たな農地需要を減らし、森林を維持し、森林が農業システムにもたらす多数の利益を確保し、より生産的、効率的かつ持続可能な農業・食料システムの促進を要請する。
6. IPU加盟議会に対し、持続可能な森林経営及びグリーン・バリューチェーンが、森林の農地への転換を防ぎ、カーボンニュートラル経済への移行を支援し、責任ある森林経営が貧困、持続可能に反する生産活動及び消費指向を含む森林減少の根底をなす要因を打消し、かつ気候変動の影響に対する森林の適応性及び強靱性を高め、とりわけ開発途上国でグリーン・ジョブを創出することを強調し、持続可能な森林経営が（農地等に転用するための）森林破壊よりも収入を得るのにより有益であること及びそのような収入は人々が生活を維持し、他の土地利用から得られる収入以上に定期的かつ高いものであることを確保すべく直ちに行動を起こすよう奨励する。

7. I P U加盟議会に対し、木材の利用における循環型の経済原則の適用、持続可能な木材の利用を拡大するための森林再生、建設におけるセメント及びコンクリートといった再生不可能な材料又は排出集約型の材料の持続可能な木材製品での代替、需要の増加に対応する木材製品の寿命の延長、より効率的な加工及び林産物のカスケード利用を通じた廃棄物の削減、グリーンテクノロジーの前進、消費指向の変化並びにより循環型でグリーンな経済への移行の推進を促進するため、経験の共有並びに技術移転を通じた集団的な取組から共有価値を創るよう勧告する。
8. I P U加盟議会に対し、持続可能な森林経営を支援し、森林関連の部門における違法な実態と闘い、根絶するために森林関連の立法を評価、改善し、森林法の実施を強化し、あらゆるレベルでのグッドガバナンスを促進するよう要請する。
9. I P U加盟議会に対し、各国政府に森林、特に熱帯林及び北方樹林の保全及び回復の価値を高め、森林の生態系サービス及び天然資源の世界的価値を強調し、森林再生といった土地利用、土地利用変化及び林業（L U L U C F）活動に基づく除去単位（R M U）の活用を含む、E U域内排出量取引制度（E U-E T S）又は京都議定書排出量取引制度といった国内、地域又は国際排出量取引制度は、森林保護及び植林の資金調達のために民間資本を動員する有益な手段であることを、それらの制度における環境及び気候の最高度の完全性を維持することに重点を置きつつ強調させるため、戦略並びに体系的な評価及び自己監視システムを採用するよう要請する。
10. I P U加盟議会に対し、責任ある持続可能な森林経営のための市場インセンティブを創出し、グリーン市場及び資金調達を促進するためのインセンティブへの方向転換するよう政策手段を戦略的に活用しうることに留意しつつ、環境に配慮した財政改革を考慮し、森林関連の製品の責任ある消費及び生産を促進する政策イニシアティブを導入し、農業補助金

をアグロフォレストリー及び持続可能な林業に再利用することを自国政府に要請するよう奨励する。

11. I P U加盟議会に対し、主に、とりわけ森林、土壌及び泥炭地帯のような自然の吸収源の保護及び回復、又は直接空気回収（D A C）及びC O 2回収・貯留を伴うバイオエネルギーといったネガティブエミッション技術により温室効果ガスの排出を最小限に抑制し、大気中から残留排出を除去するという野心的な努力を通じて、パリ協定において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を追求するという合意された目標を再確認するとともに、国の経済、環境及び気候戦略にネットゼロ・エミッションの目標を組み込むことを確実にするよう奨励する。
  
12. I P U加盟議会に対し、依然として主流となっている石炭発電をフェーズダウンさせ、特に大規模な伐採を必要とする褐炭及び石炭に対する非効率的な化石燃料への補助金を廃止するための行動を拡大すること、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力という気候変動枠組条約において定義され、パリ協定において再確認された原則を念頭に置くこと並びに石炭火力発電所の建設を計画している開発途上国が、代わりにエネルギー、雇用の安全、気候及び森林を保護しつつ、同じエネルギー生産を可能とする再生可能エネルギー発電所を検討することに係る支援に世界の開発政策を向かわせることを勧告する。
  
13. I P U加盟議会に対し、エネルギーへのアクセスが限られている多くの開発途上国において、木炭が主要なエネルギー源であることに起因する相当な森林損失とC O 2排出に留意し、エネルギー源としての木炭の使用を減らし、太陽光、水力、地熱、風力及び原子力発電など、持続可能で費用対効果が高く、実行可能で再生可能かつカーボンニュートラルな代替手段を促進する取組を強化するよう要請する。

14. I P U加盟議会に対し、気候変動との闘いに不可欠な持続可能な森林経営において、森林居住者、森林に依存する人々、先住民族を含む地域コミュニティのニーズ及び知識を、持続可能な森林経営に関する国の基準に従い考慮し、先住民族の知識体系に基づく行動によって先住民族及び地域コミュニティが森林を何千年もの間持続可能に経営していることを認識し、先住民族及び地域社会の土地所有権は適切に保護及び権利主張されるべきであることを再確認し、森林の回復が先住民族の領域及び資源を守り、薪の採取、違法な伐採及び木炭の生産という劣化した森林への圧力を軽減することを強調するよう要請する。
  
15. また、I P U加盟議会に対し、対策及び行動が先住民族、彼らの土地又は資源に不利な影響をもたらす可能性のある場合に、森林保護の行動及びその他の自然に基づく気候対策が相談され、受け入れられる権利を含めた、伝統的な領域に関する先住民族の生来の権利を促進し、尊重することが確実となるよう要請する。
  
16. I P U加盟議会に対し、世代間の平等及び連帯という課題として含まれる、国家的及び地域的狀況を考慮に入れ、森林、持続可能な森林経営及び気候保護への共通の理解を強化するための措置を講じること、持続可能及び包摂的な経済成長の鍵として、様々なレベルでの戦略及び複数利害関係者によるアプローチを通じて、森林再生における教育部門及び地域コミュニティに参加させること、森林に関する適切な教育プログラムが実施され、学校カリキュラムに含まれるよう確実にすること、気候変動の激化により影響を受けるのは現在及び未来の子供及び若者であり、それゆえに気候変動への取組に積極的に関与したいと考えることに留意しつつ、森林や環境を保護する必要性やその方法を認識するために若者への教育努力を促進し、将来の世代も気候保護措置に参加するよう促進すること並びに森林に関する意思決定における若者の参加を確保するとともに、持続可能な森林経営に参加し、効果を得るための平等な機会を男女に与えられるようにするた

め、ジェンダーに配慮したアプローチ及びツールが主流となることを確実にすることを奨励する。

17. I P U加盟議会に対し、種子及び栄養分などの投入物並びに訓練及び市場へのアクセスが提供されるよう、熱帯地域における農地への更なる投資の必要性を強調するとともに、森林減少の壊滅的影響を説明するため、研究者及び農業従事者の仲介役として農業改良普及サービスを設け、地域住民に適切な農業慣行を訓練し、農業従事者に新しく改良された農業方法を採用よう奨励し、農業従事者の意思決定を助け、持続可能な生産及び地域発展に関して最善の結果をもたらすような適切な知識の教授がなされるためのメカニズムを立ち上げるよう要請する。
18. I P U加盟議会に対し、グリーン経済雇用及び投資において地域住民及び起業家に対する動機付けを支援し、あらゆるレベル、すなわち個人、家族、コミュニティ及び社会における経済発展のバランスを高め、かつ生涯学習、強靱性及び包摂的成長に対する社会的、文化的及び環境的状況を考慮に入れることにより、グリーン経済成長戦略及びシェアリングエコノミーの利益を追求するために立法権力を用いるよう勧告する。
19. I P U加盟議会に対し、多様な種における既存の相補的な特徴を利用するために、高品質かつ根の成長が早く、森林の若返り及び更新を促進でき、CO<sub>2</sub>貯蔵能力及び気候変動への耐性又は植林地における木の種類の多様化及び組合せも向上する樹木の交配などの技術を活用するための研究及び開発における投資という観点での十分な国家予算を割り当てるよう要請する。
20. I P U加盟議会に対し、持続可能な森林経営の必要性に関する意識形成の重要性に留意しつつ、持続可能な土地利用及び林業収入機会に関するオンライン情報へのアクセスを農村及び遠隔地域における世帯に提供す



るデジタル技術及びブロードバンドサービスの活用及び投資を行うための取組を強化するための適切な国家予算を提供するよう奨励する。

21. I P U加盟議会に対し、暴力的な紛争及び戦争並びに地雷が、そこに住む人々だけでなく人類全体にとって重要な森林などの生態系の破壊及び汚染につながる可能性があることに留意し、世界中の侵略戦争の速やかな終結をもたらすために、政治的、経済的、社会的差異に関わらず、加盟国間の平和的關係を維持し、国家主権及び国家領土を尊重し、協調し、統一のとれた行動を取るよう強く要請する。
22. I P U加盟議会に対し、本決議に示された共通目標に向けた取組において、I P U加盟議会間で、また、各国及び国際機関並びにパートナーの一貫性、協力及び相乗効果の強化を促進し、開発途上国における森林生態系、持続可能な植林及びアグロフォレストリー並びに人々のより良い生活の促進を支援するために、財源、技術移転及び能力構築という観点を含む、支援及びパートナーシップの強化を促進するよう要請する。
23. I P U事務総長に対し、本決議をI P U加盟議会、国連事務総長及び全ての関係機関に送付することを要請する。
24. I P U加盟議会に対し、本決議の実施を達成するために各国の状況に照らし適切な措置を講じるよう奨励する。